

（平成二十七年法務省令第九号）第二条による
改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等
に関する規則（次項において「新規則」とい
う。）第三条第一項第一号又は同項第二号に規
定する手続に従事した期間とみなす。
この省令の施行の日前に旧規則第三条第三項
第五号の審判官又は同項第六号の委員の職務に
従事した期間については、新規則第三条第三項
第四号の審判官又は同項第五号の委員の職務に
従事した期間とみなす。

十九号。以下「整備法」という。(から適用する。)の施行の日

服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮詢された審議会等の委員長及び委員を含む。)は、弁護士法第五条第一号ロ(3)の法務省令で定める者とみなす。

八号) この省令は、令和元年七月一日から施行す

附 則（令和三年三月一四日法務省令第
一三号）
この省令は、令和三年三月三十一日から施行
する。

第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。

施行する
附 則（平成二三年一二月二六日法務省
令第四三号）抄

第一条 この省令は、改

四

正法施行日（平成二十四

（第三条の規定による）籍去施行規則の一節故年七月九日から施行する。

(本文二三の規定は、この部分を除くが、本件の一部に
正等に伴う経過措置)

第二十四条 第三条、第四条及び第七条から第十一条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一から三まで 略

する規則第五条第三号

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

(平成二七年三月二七日法務省令
附則 第九号)
(施丁期日等)

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百号。以下「独占禁止法一部改正法」という。）の施行の日から施行し、第一条の規定による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四

十九号。以下「整備法」という。)の施行の日から適用する。

(整備法の施行に伴う経過措置)

整備法第十二条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)において準用する独占禁止法一部改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に定める公正取引委員会の審判手続(整備法附則第六条第三項ただし書及び同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)は、弁護士法第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の法務省令で定める手続とみなす。

服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮詢された審議会等の委員長及び委員を含む。)は、弁護士法第五条第一号ロ(3)の法務省令で定める者とみなす。

附 則 (令和元年六月二八日法務省令第八号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十四日法務省令第一三号)

この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

別記様式（第4条関係）

《第2面》

(第3面)

(第4面)

卷之三

上記の在職期間の通算期間

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4書とすること。

《第5面》

(第10面)

	事務の内容 期間(例) 年 月 日 ～ 年 月 日 当該の期間(例) 年 月 日 ～ 年 月 日 事務の内容 期間(例) 年 月 日 ～ 年 月 日 当該の期間(例) 年 月 日 ～ 年 月 日 ○、別紙提出のこと
上記職務に従事した結果に於ける したたかの職務、その従事期間及び 勤務の場所	

□以下別紙記載のとおり

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4書とすること。

(第11面)

(別紙4)
次第5条第3号に規定する職(検察官法第18条第3項に規定する考試を経た後に検察官(副検事除く。)に在った場合
(在職期間が連続しない場合は、在職期間ごとに項を分けて記載してください。)

	内 編 號	類	年 月 日 ～	年 月 日
2	内 編 號	類	年 月 日 ～	年 月 日
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
登録した機種(登録する物及び実績 登録内容も記載してください)	登録した機種(登録する物及び実績 登録内容も記載してください)	登録した機種(登録する物及び実績 登録内容も記載してください)	登録した機種(登録する物及び実績 登録内容も記載してください)	登録した機種(登録する物及び実績 登録内容も記載してください)

□以下別紙記載のとおり

上記の在職期間の通算期間 年 月

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4書とすること。

(第12面)

(別紙5)
各弁護士の一報を改正する法律附則第3条第3項の規定を受けようとする場合（平成16年6月1日前に同様による改正前の弁護士法第6条第1項第2号に該当する職（大学教授、准教授の職））を作った者。ただし、弁護士法の一報を改正する法律附則第3条第2項に該当する者を除く。）
（在野理學院に就学する者を除く。在職院に就学する者は除く。）

在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容（記述した授業科目の名称、内容等）	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
--	-----------------------------------

□以下別紙記載のとおり

上記の各量規型の通算規型

注1 幸運手仕の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定の適用を受けるためには、平成16年3月1日以後に同法施行後4月1日前に当該職務に就いて勤務する者に在籍していたことと認められると、平成16年4月1日前に当該職務に就いた期間から平成20年3月31日までに在籍期間にこれに相当する日本に在籍した期間のみを記載することができる。

注2 用印の大きさは、日本に在籍した期間のみを記載すること。

四

（第15回）	
在籍した学部、専攻科は女子学院における申請者の履修内容（担当した授業科目の名称、内容等）	<input type="checkbox"/> 銀紙記載のとおり
付記事項（申請者の研究業績等）	<input type="checkbox"/> 銀紙記載のとおり

注1 齋藤土佐の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定の適用を受けるためには、平成16年3月1日前に同法による改正前の斎藤土佐第6条第1項第2号に規定する職に在職し、かつ、同日から平成20年3月1日までの間にその在職期間を算置して5年に達したことが必要である。
注2 紙幣の大きさは、日本通商規格別類八号4号とする。